

第二十二條の六十二第三項中、第二十一條の十九第九項各号」を、第二十一條の十九第十項各号」に改め、同條第四項第一号イ(2)(i)中、第二十一條の十九第九項第三号」を、第二十一條の十九第十四項第三号」に改め、同号イ(2)(ii)中、第二十一條の十九第十四項」を、第二十一條の十九第十五項」に改め、同項第二号八中、第二十一條の十九第十二項」を、第二十一條の十九第十三項」に改める。

第二十三條の五の三第二項第一号中、第六條の第二項」を、第六條の二の第二項」に改める。

附則 (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二十三條の五の三第二項第一号の改正規定は、平成二十七年一月一日から施行する。

2 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部(改正) 平成二十三年財務省令第二十号)の一部を次のように改正する。

第四條の二第一項中「第十三條の三第八項」を「第十三條の三第九項」に改める。

(租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正) 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十六年財務省令第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一條のうち租税特別措置法施行規則第十三條の三の改正規定中、第十三條の三第十項第一号イ」を、第十三條の三第十一項第一号イ」に、「同條第十三項第四号」を、「同條第十四項第四号」に改める。

第一條のうち租税特別措置法施行規則第二十一條の十九第十項第一号イの改正規定中、「第二十一條の十九第十項第一号イ」を、「第二十一條の十九第十一項第一号イ」に改める。

附則第二十條中、「第十三條の三第十項及び第十三項」を、「第十三條の三第十一項及び第十四項」に、「同條第十項」を、「同條第十四項」に、「第十三條の三第十項の」を、「第十三條の三第十一項の」に改める。

○厚生労働省令第四百十三号 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百十五号)第九條第一項、第十八條第一項及び第二項、第二十三條の二の十五第一項及び第二項並びに第三十六條の二第二項の規定に基づき、放射性医薬品の製造及び取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

放射線医薬品の製造及び取扱規則(昭和三十六年厚生省令第四号)の一部を次のように改正する。

附則 この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第四百十四号 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第二十三條第三項の規定に基づき、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二十一條第一項に規定する指定検査機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二十一條第一項に規定する指定検査機関を指定する省令(平成二十三年厚生労働省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

本則の表名称の欄中「社団法人岩手県獣医師会」を、「一般社団法人岩手県獣医師会」に、「社団法人京都保健衛生協会」を、「公益社団法人京都保健衛生協会」に、「財団法人香川県食鳥衛生検査センター」を、「公益財団法人香川県食鳥衛生検査センター」に、「社団法人京都府獣医師会」を、「公益社団法人京都府獣医師会」に、「財団法人岡山県健康づくり財団」を、「公益財団法人岡山県健康づくり財団」に、「社団法人青森県獣医師会」を、「公益社団法人青森県獣医師会」に改める。

附則 この省令は、公布の日から施行し、平成二十五年四月一日から適用する。

○経済産業省令第六十八号 商標法(昭和三十四年法律第二百一十七号)第六十八條の三を改正する省令を次のように定める。

商標法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十三号)の一部を次のように改正する。

附則 この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

○防衛省令第十四号 防衛省職員の災害補償に関する政令(昭和四十四年政令第三百二十二号)第四條の規定に基づき、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の施行に伴う自衛官等の平均給与と額計算の特例を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の施行に伴う自衛官等の平均給与と額計算の特例を定める省令(平成二十四年防衛省令第六号)の一部を次のように改正する。

本則を第一條とし、同条に見出しとして、「特例期間における平均給与と額計算」を付し、同條の次に次の一條を加える。

(平成二十六年四月以降の分として支給される補償に係る平均給与と額計算) 第二條 平成二十六年四月以降の分として支給される自衛官等(自衛官、自衛官候補生、防衛省の職員(給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第四條第一項に規定する防衛大学校又は防衛医科大学校の学生及び同項に規定する生徒をいう)の公務上の災害又は通勤

による災害に対する補償に係る平均給与と額であつて、前條の規定により計算するものについては、同條の規定にかかわらず、防衛省職員の災害補償に関する省令第一條及び附則第二項の規定を適用して計算した額とする。

附則 この省令は、公布の日から施行し、改正後の国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の施行に伴う自衛官等の平均給与と額計算の特例を定める省令の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

○法務省告示第五百七十一号 長野県佐久市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年一月二十六日まで、同市長に対して、次の手続をしてくだささい。

一 当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二 前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注意 一 申出は、口頭でも差し支えない。 二 申出の手続について分からないことがあれば、佐久市役所又は長野地方支局に照会すること。

平成二十六年十二月二十六日 法務大臣 上川 陽子

長野県南佐久郡野沢町大字原五百二十四番地 山崎 市造

○法務省告示第五百七十二号 不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第三十六條第一項第二号及び第二項第二号並びに第九十三條第五項第二号(これらの規定を同令及び他の省令において準用する場合を含む)並びに第二百三十八條第五項第二号、抵当証券法施行細則(昭和六年司法省令第二十二号)第二十二條第一項第二号、鈔書賠償登録規則(昭和三十年法務省令第四十七号)第十一條第五項第二号及び第二十二條第二号、船舶登記規則(平成十七年法務省

